

漢代男子のかぶりもの

林 巳 奈 夫

【要約】 漢時代の社会、経済、日常生活などを研究する上の重要な資料として、豊富な絵画的、彫刻的な資料がある。これを歴史資料として利用し、そこに表はされた内容を問題にしようとする場合、中の人物の地位、職分を判定することが必須であるが、かぶりものはその主要な基準となるものである。筆者は主として後漢書輿服志の記述をもとにして、該当のものを絵画、彫刻資料の中から探し出し、一種の集成図の形にまとめた。長冠、委貌冠、皮弁、爵弁、韋弁、卻敵冠、縹布冠、法冠、建華冠、樊噲冠、巾、笠については新たに図のごときものをそれぞれ、アイデンティファイし、幟、通天冠、武冠類などについては従来の説を補足した。

目 次

まへがき	80 頁	一一 武冠	105 頁
一 幟	81 頁	一二 建華冠、衛士冠	108 頁
二 冕	86 頁	一三 樊噲冠	110 頁
三 長冠、卻非冠	87 頁	一四 その他のかぶりもの (一)	111 頁
四 委貌冠	88 頁	一五 その他のかぶりもの (二)	112 頁
五 皮弁	90 頁	一六 その他のかぶりもの (三)	114 頁
六 爵弁、韋弁	93 頁	一七 巾	114 頁
七 通天冠 (遠遊冠、高山冠、巧士冠)	95 頁	一八 笠	116 頁
八 進賢冠、卻敵冠、方山冠	98 頁		
九 縹布冠	101 頁		
一〇 法冠	103 頁		

まへがき

古来中国人は必ず髪を結つて冠などのかぶりものをつけ、

頭を露はすことを忌んだことはよく知られるごとくである。当然のこととして、地位、職分に応じて身なりを区別する場合、かぶりものが重要な目印とされ、その形式についてははしい規定が作られるに到つた。従つて絵画的、彫刻的表現の内容を考察しようとする場合、このかぶりものの形式を頭に入れておかねば、正確な解釈は期しがたいのである。筆者は最近後漢時代の車馬画像の意味する所の解釈を試みたが、その際、漢時代の男子のかぶりものについて正しい認識をもつことの必要性を痛感した。

それらの図像は三礼図などに一応画かれてゐるが、実際に行はれた時代を遠くへだたつた時に作られたものであるため、これらの図に当てはまるものは漢時代の図像のうちに殆んど見出すことができない。原田淑人氏は一九三七年「漢・六朝の服飾」を出版し、漢、六朝時代の発掘遺物、絵画、画像石、俑などの図像的資料を文献の記載とアイデンティファイされ、その時代の服飾の解明に大きく貢献された。^① 以来三十年以上を経過し、この問題に関する資料も増加し、それによつていくつかの点においてこの著とは別の解釈をした方が妥当と思はれる条項がいくつか見出され

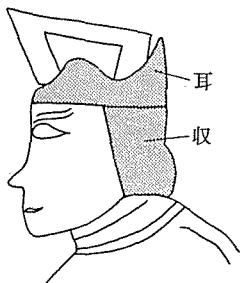
るに至つた。敢て漢代のかぶりもの、総説を試みる所以である。

その名称、作り、用途などを記した資料としては後漢書輿服志が系統的であるから、その順によつて記す。この志にはそれが昔の何といふかぶりものから由来したかを記してゐる例が多い。そこでこの論文の図には、資料がある時は漢以前のそれと同系と思はれるものも併せて掲げた。なほ輿服志には幘を最後に記してゐるが、かぶりもの、資料が最も豊富な後漢の後半、画像石の現れる時代には幘が階級の上下にわたつて広く用ゐられてゐるので、説明の便宜上最初に記す。

一 幘

原田氏が的確に指摘されたごとく、^② 1図1—7に示すごときものが幘である。後漢書輿服志下に

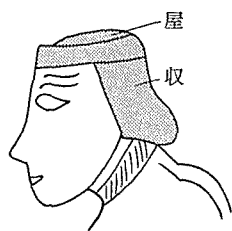
古者有冠無幘、其戴也、加首有頰、所以安物、故詩曰、有頰者弁、此之謂也、三代之世、法制滋彰、下至戰國、文武併用、秦雄諸侯、乃加其武將首飾、為絳帟、以表貴踐、其後稍稍作顏題、漢興統其顏、卻纒之、施巾、連題卻覆之、今喪幘是其制



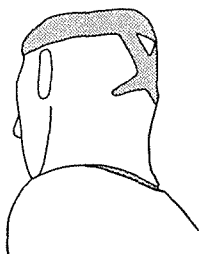
3 後漢後半



2 後漢



1 後漢後半



5 後漢



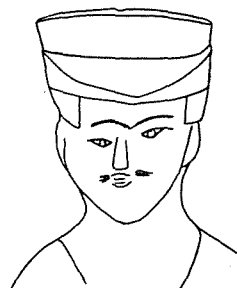
4 後漢後半



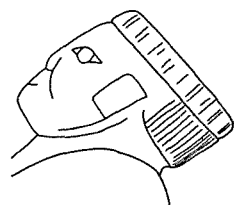
8 戦国



7 後漢後半



6 後漢



9 殷

1 鬘 幘

也、名之曰幘、幘者頤也、頭首蔽頤也、至孝文、乃高顔題、統之為耳、崇其巾為屋、合後、施収、上下群臣貴賤皆服之、文者長耳、武者短耳、稱其冠也、尚書幘収方三寸、名曰納言、示以忠正顯近職也

と。すなはち、

昔は冠はあつても幘はなかつた。冠をかぶる時に頭につけるものとして類があつた。これは固定させるためのものである。詩の甫田の什、類弁に「類たるある者は弁」といふのはこの謂ひである。三代の世は法制が次第に形れてきて、戦国になると文武の官はみな用ゐた。秦が諸侯の雄となるや、その武将の頭飾として赤い袖を作り、貴賤の別を表はした。その後漸く顔題を作り出した。漢が興るやその顔題を引つぎ、反対向に理め、巾を加へ、顔題につないで後向にこれを覆つた。今の喪幘はその制である。そしてこれを名づけて幘といつた。幘とは頤（幽深で見難い）である。頭が蔽頤だといふ意味である。孝文帝の時に至り、顔題を高くして、これにつゞいた所に耳を作り、巾を高くして「屋」を形成させて幘の後と結合し、収をつけ加へた。上下の群臣貴賤は皆これをつけた。文官は長い耳のものを、武官は短い耳のものを、それ／＼その冠に應じて用ゐた。尚書の幘の収は三寸四方で、これを納言といつた。忠正を以て天子に

近く仕へる職を頭かにすることを示すものである。

といふ。

こゝにいふ類は幘の原初形とされてゐるわけであるが、いかなるものであらうか。儀礼、士冠礼「緇布冠、缺項青組、纓屬于缺」の鄭注に

缺説如頰者弁之類、緇布冠無笄者、著頰匪髮際、結項中、隅為四綴、以固冠也、項中有纒、亦由固類為之耳、今之未冠笄者著卷幘、頰象之所生也

と。すなはち

儀礼に缺と書かれてゐるのは詩にいふ頰である。緇布冠には冠を頭に固定するための笄がない。類といふひもを髪のはに廻し、うなじで結ぶ。四方にひもがあつてこれを結んで冠を固定する。うなじに当る所に結ぶものがある。これも頰を固定するためのものである。今の未だ冠しない者が巻幘をつけてゐるのは、類の形の生じたものである。

といふ。

緇布冠は後漢書輿服志に進賢冠の古い形といふが、後にみるごとく9図のごときものと思はれる。類とは、例へば8図14に明瞭に表はされてゐるやうなものと考えられる。

冠の前後に平ひも(組)が廻り、側頭部からあごひも(纓)がついてゐる。この組ひもは勿論冠が飛ばないやうに押へてゐるものである。また爵弁も6図3—6の戦国の例はすべて同様な組ひもで留められてゐる。「髮際」といつても、生えぎはでなく、組は髪のある部分の周辺沿ひ、やゝ中に入つたところに廻されてゐる。周礼、司服「凡弔事、弁經服」の鄭注に「弁經は爵弁のごとくして素なり。環經を加ふ」といふ。經といふのは儀礼、喪服の最初の条の鄭注に「麻の首にあり、腰にあるを經といふ……首經は縹布冠の缺項を象る」といふごとく、いま問題の頰を麻で作つた喪服用のものである。爵弁が頰で固定されたことが知られる。

6 図3—5の類(ないし類)は髮際を環状にめぐるひもにあごひもをつけたといふより、前頭部からあごを環状に廻るひもに、側頭部から後に廻るひもを加へた形になつてゐる。6図5はあごの下で結んでゐるが、3、4はあごの下に結び目がない。後者は環經、環纓といはれたものであらうか。

またこれらの図像をみると、頰は「四綴」を以てゝなく、直接そのひもで冠を押へてゐる。賈疏に四綴があるといふ

のは典拠があつてのことではなく、鄭玄が理論上必要と思つていつたことだと記してゐる。図像の方が本当であらう。

項の後の結び目「緇」もこゝには表はされてゐない。鄭注に「項中に緇あり」といふのは1図5左図にあるごときものを想像して記したものであらうか。この俑では、このひもは髪を後頭部で丸めた部分に幘を結びつけてゐるものと考へられる。然し頰が8図14のごときものであつたのなら、項中の緇といふやうなものも不安と思はれる。

武將が頭に巻いたといふ袖とは、11図7、8にみるやうな、武冠の上から巻いた鉢巻のやうなものを指したものであらうか。

顔題といふのは、冠の「山」といふのと同じものをいふことは王先謙の集解にいふごとくであり、画像でいへば原田氏のいふごとく、1図4の鉢巻状のものゝ上にある三角形のものを指すことは疑ひない。顔はかほ、題は額で、また標識の意味のあることも集解に記されるごとくである。

この形のものは日本の額鳥帽子ヒタヒエゴツに該当するものであらうか。さうとすれば輿服志の説のやうに、武將の袖(鉢巻)と起原的に関係があらう。一方、漢の幘の顔題の先駆は、6図

8、9で額の上に突き出たものかもしれない。6図1、2の戦国初にまでその例は遡りうる。

志の文に顔題を「卻掇之」といふのは、ひつくり返しに(すなはち上向に垂直の位置に)する、といふことであらう。

漢の俑で1図6の幘には下向の三角形が表はされてゐる。

これをひつくり返しにまくり上げれば山形の顔題になるわけである。この三角形に巾を結合し、後向に頭をおほふものを作ると、丁度1図4の屋根形のおほひの形ができる。これが志の「施巾連題卻覆之」の意味である。

収は爵弁にあつて笄を通して冠を頭に固定するに使はれるものであるが、原田氏はこれを幘の後方に垂下したものと(1図1、3)に当てられた。確かにさうであらう。

耳は原田氏のいはれるごとく1図3に示したやうなものである。文官は進賢冠のごとく小さい冠を上のにせるのでこの長い幘をつけ、武官は頭の後部にかぶさる大きな武冠をかぶるため、耳の短い幘をつけることも原田氏が解説されるごとくである。

尚書の幘の収は方三寸(六・九纏)といふのは、普通の幘の収が耳をおほつてしまふのに異り、小さくて耳をかくさ

ないので能く人の言を納れるといふわけだ、と原田氏がいふごとくである。1図6の俑は楽人であるが、耳の上までの、丁度方三寸ばかりの収がつけられてゐる。音楽家が耳をおほはない納言幘をつけてゐるのはもつともである。

更に1図5、7のやうに収のない幘もある。他に、志には未成年者は屋のない幘を使ふことが記されゐる。

幘の由来について蔡邕、独断に

幘者古之卑賤執事、不冠者之所服也……元帝額有壯髮、不欲使人見、始進幘服之、群臣皆隨焉、然尚無巾、如今半幘而已、王莽無髮、乃施巾、故語曰、王莽禿、幘施巾

と。

後漢書輿服志の昔は幘がなかつたといふ説に対し、これは古くからあつたといふのである。1図8などはその古い例と思はれ、また殷時代のやはり幘のごときかぶりものは1図9に示したごとくである。何と呼ばれたかはわからないが、幘の系統のかぶりのものは股からあつたとみる方がよさうである。

図像でみると、冠の下に幘をつける例は武冠の下にこれをつけた前漢後期の11図3が最も古い。この時分には進賢

冠などの下には幘を用ゐてゐない。同様のことは後漢前期についてもいへさうである。輿服志に「上下群臣貴賤皆服之」といふのは、後漢後期になつてからの話である。

二 冕 冠

大体三礼図に示されてゐるごときものが後漢時代にも行はれたことは2図3、4の例によつて知られる。原田氏がくはしく解説してゐられるので、こゝには詳細には記さない。後漢書輿服志にその作りについて

冕皆広七寸、長尺二寸、前円後方、朱緑裏、玄上、前垂四寸、後垂三寸、係白玉珠、為十二旒、以其綬采色為組纓、三公諸侯七旒、青玉為珠、卿大夫五旒、黒玉為珠、皆有前無後、各以其綬采色為組纓、旁垂黻纒と。即ち

冕の上の板はみな左右の幅七寸、長さ一尺二寸で、前縁は円くし、後縁は方形にする。裏は朱、緑に、上は黒にする。前後にビーズを通した縄暖簾状のもの(垂)をつけるが、その長さは前は七寸、後は三寸。天子は白玉のビーズを通したひもを十二本つつ吊す。天子のつける綬と同色の組ひもでまごひもを作る。三公諸侯は……両側からは黻纒といふ、黄色い綿を丸めた飾り

を下げる

といふ。

2図4のごとき古帝王のかぶるのは冕のつもりで画かれたにちがひない。前後にある鐘乳状の飾りは玉を通した飾りひもらしくない。2図3では明かに玉が吊されてゐる。頭上の板が横向になつてゐるのは表現の便宜からであらうか。

确实にこの冕の先駆と思はれるものは、乏しい先秦時代の画像のうちに見出すことができな。2図

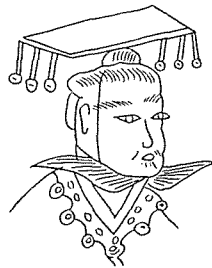


1

戦国



2



3 後漢後半



4 後漢後半

2図 冕冠

1、2に或ひは冕の古い形を表はしたかもしれないと思はれるものを掲げておいた。

三 長冠、卻非冠

3図にあげたごとく、冠の前面に板状の飾りの建つたものがこれにちがひない。後漢書輿服志に

長冠一曰齋冠、高七寸広三寸、促漆纒為之、制如板、以竹為裏、初高祖微時、以竹皮為之、謂之劉氏冠、楚冠制也、民謂之鵠尾冠非也、祀宗廟諸祀則冠之

と。すなはち

長冠は一に齋冠ともいふ。高さ七寸、広さ三寸。漆を塗つた纒(蚊帳のやうなすか／＼の生地)を促して(?)これを作る。

制は板の如くで、竹で以て裏を作る。初め漢の高祖が微賤だった時、竹の皮でもつてこれを作り、これを劉氏冠といつた。これは楚の冠制である。民がこれを鵠尾冠といふのは間違ひである。宗廟を祀る諸々の祭祀の際にこれをつける

といふ。

「促漆纒為之」といふのは意味がとり難い。三礼図にはこゝを引いて「前高七寸、広三寸而後促、漆纒為之、制如版……」といふ。かうなら、「前の所は高さ七寸、広さは

三寸で後の方に行つてつゞまる……」となつて意味が通ずる。

三礼図は両側に堰

板のやうなものがつ

き立つた冠を画いて

ゐるが、このやうな

ものは漢にも、それ

以後の資料にも見出

しえない。版のごと

しといふから版築の

版、すなはち堰板の

やうなものをとりつ

けた冠を想像して画

いたかと思はれるが、

これでは長冠、鵠尾

冠の名にそぐはない

原田氏は鞞^⑤の供養

者行列図中より該当



1 後漢後半



2 後漢後半



3 後漢後半

3図 長冠

のものを推測してゐられるが、いかかと思はれる。3 図にあげたものこそこれにあてておくべきである。「制如板(版)」といふ板は、堰板の板でも、板いそでもない。こゝの板は笏の意味の板である。画像石に無数に見出される笏はこの冠の前に立つものと同じ形に画かれてゐる。かうみれば、この冠が俗に鵠尾冠と呼ばれたことも解釈がつく。鵠は鳥の一種で、腹から胸が白いほかは黒い。尾は普通の鳥よりもかなり長い。志に「前高七寸」といふのはこの板の高さであらう。七寸といふと約一六糎である。こゝに引いた図には大体その程度の長さに画かれてゐる。「以竹為裏」といふのは、この板の芯を竹で作るといふことであらう。

後漢画像石では夏傑、秦始皇、吳王、齊王といつた王以上の図像がこれをつけた姿で表はされてゐる。いづれも志の規定と異り、宗廟の祭祀とは関係ない光景である。

卻非冠

この冠に似たものとして卻非冠がある。後漢書輿服志には

卻非冠、制似長冠下促、宮殿門吏、僕射冠之

と、すなはち

卻非冠は、制は長冠に似て下すほまりである。宮殿の門吏や僕射がかぶる

といふ。

三礼図には旧図を引いて「高五寸」といふ。長冠より二寸ばかり低く、下すほきりといつても、図像の中からこれを拾ひ出すのはむづかしい。

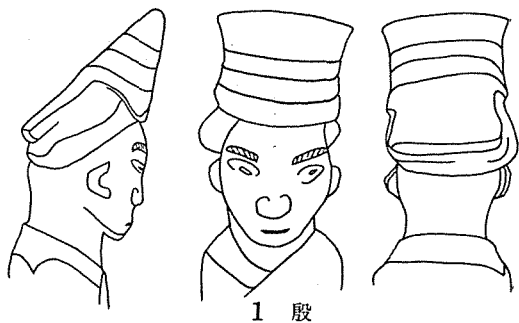
四 委貌冠

4 図3にかゝげたごときものが後漢時代の委貌冠といはれたものと考へる。後漢書輿服志には

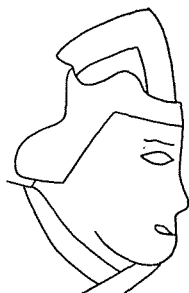
委貌冠皮弁冠同制、長七寸高四寸、制如覆杯、前高広後卑銳、所謂夏之母追、殷之章甫也、委貌以阜綿為之、皮弁以鹿皮為之、行大射礼於辟雍、公卿諸侯大夫行礼者冠委貌……執事者冠皮弁と。すなはち

委貌冠は皮弁と同じ制で、長さ七寸、高さ四寸、制は杯を逆さにしたごとくである。前部は高く広く、後部は低く鋭い。いはゆる夏の母追、殷の章甫といふものである。委貌は黒い綿で作る、皮弁は鹿皮で作る。大射礼を辟雍で行ふ時、公卿諸侯大夫で礼を行ふものは委貌をかぶり……補佐役は皮弁をかぶる

とぶ。
三礼図はこの後漢書の皮弁と同制といふ説による図、旧図の進賢冠がその遺象だといふ説による図、張鑑の蓮華の花弁形の飾りのついた図、梁正のこれらとはまた別の図の四つを引く。原田氏はまづ後漢書に覆杯のごとしといふから、遺物による耳杯を伏せたごときかぶり物で、前が高く、後方が低く狭まつたもの、と考へ、次にこれが似て



1 殷



3 後漢後半



2 戦国

4 図 委 貌 冠

るといはれる皮弁は积名に両手をうち合す形に似るといふから、顧凱之の女史箴図に画かれた男のかぶる、蓮瓣状の飾りのついた冠がこれに当ると考へ、三礼図の引く張鑑の図が正しいとされた。
私は最初に記したごとく別様に考へる。覆杯のごとしといふから、委貌冠、皮弁が頭の上面をおほふ帽子状のものであることは原田氏のいはれるごとくである。また积名に「弁如両手相合拊時也」といふのは両手をもつて拍手する時のやうだといふ意味である。たしかに画像石で手を拍つてゐる所をみると、胸の前で合掌する形で拍つてゐる。すると弁の形は平たい縦向の空間を中に包みこむ形となり、一見いまの覆杯形と矛盾することになる。しかし後述の爵弁をみると、低い後部は浅い覆杯状をなし、前部は高くなつて紙袋を吹きふくらせたやうな形となつてゐる。すなはち兩つの形容は矛盾しないのである。委貌冠はさうすると、前部は高さ四寸あつて広く、紙袋の底の合せ目を顔と平行の向きにしてかぶつたやうな形をとり、後は低くなつて幅を減じ、例へば6図4の左図の後頭部に当る部分のやうになつてをり、前後の長さ七寸に作られてゐる

た、と想像することができよう。4図3はこれを横から見た形だから頂上が尖つて表はされてゐるのである。高さ四寸（九・二糎）といふと4図3ぐらゐの感じになるだらう。この式の冠はこゝに取扱ふ時代の図像にあまり多く表はされてゐない。3は齊桓公を脅迫する曹子である。なほこの式の冠を原田氏は高山冠にあてゝゐられる。

この冠の古い形はあまり図像の中に見当らないが、4図2はこの類かもしれない。4図1は股の例であるが、構成の原則は委貌と共通である。すなはち前部が高く袋状になり、そこから後は低く、浅くなつて髪の上面にかぶさつてゐるのである。この冠には横ひだのやうなものが表はされてゐる。鄭玄は、周礼、弁師「諸侯及孤卿大夫之冕、韋弁、皮弁、弁經各以其等為之、而掌其禁令」の注に

弁經之弁、其辟積如冕纒之就

といふ。喪服の弁にひだがあつて、その数は冕の垂れ飾りと同様、地位の高下によつて差等がある、と解説してゐる。孫詒讓は周礼正義に、その考へは經に根拠がないこととして排してゐるが、ともかく弁のうちにはこのやうなひだ（辟積）のついたものがあつたことが知られる。志にも引か

れる股の章甫といふのは、或ひはこの4図1のやうなものあらうか。三礼図の章甫は奇妙な形に画かれてゐるが、前でがやゝ上ひろがりの長方形をなしてゐる所など、この玉備のかぶり物に多少似てゐる。

五 皮 弁

委貌冠のところに引いたごとく、輿服志によると皮弁は委貌と同制で、その違ひはこれが鹿皮で作られる所にある。皮弁については寸法の記載がない。図像をさがすと、5図3—7のごとく、委貌と似た形だが長くて上が前や後に傾いたものがある。丁度日本の引高烏帽子、梨子打帽子といった所である。3、6は神人であり、多くの神人の画像をみると、いづれも6のやうに尖端がとがった冠か、或いは同様に長いけれども3のやうに尖らない冠をつけて表はされてゐる。このことから先のとがるとがらないのとは同種の冠と知られよう。また長さに色の程度のあることは図をみればわかるが、これが委貌と一類であることは、同じ周公が時には委貌冠を、5図4ではこの式の冠をつけて表はされてゐることからも知られよう。

三礼図巻三、皮弁の条に

旧図を引いて、「以鹿皮淺毛黃白者為之、高尺二寸」

といふのはこゝに図示した

ごときものをいつたにちが

ひない。高さ一尺二寸とい

ふと約二八糎である。5 図

4、5、7などの長い部類が

丁度この位にならう。委貌

を長くした形の冠が皮弁と

いふことになる。鹿皮とい

ふのは勿論毛皮であるが、

後漢時代には恐らく固い芯

の類は入れなかつたとみえ

て、いづれもくんなり曲つ

てゐる。1、2は戦国の画像

である。恐らく皮弁の古い

形であらう。2には笄らし

きものが表はされてゐる。



3 後漢前半



2 戦国



1 戦国



6 後漢後半



5 後漢後半



4 後漢後半

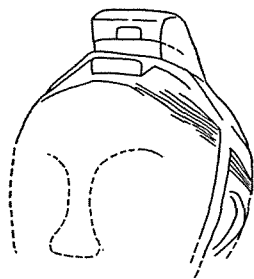


8 後漢後半



7 後漢後半

5 図 皮 弁



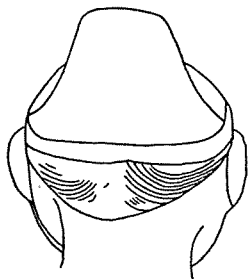
6 战国



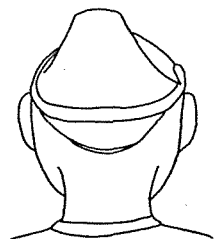
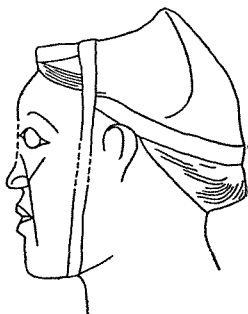
2 战国



1 战国



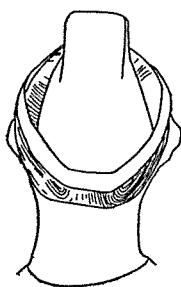
3 战国



4 战国



5 战国



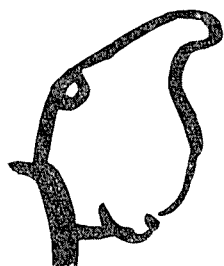
6图 爵弁, 韋弁



9 前漢前半



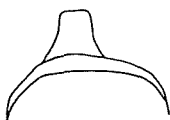
8 前漢前半



7 前漢前半



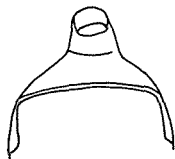
12 後漢後半



10 前漢



13 後漢後半



11 前漢

6 爵弁, 韋弁

六 爵弁、韋弁

6 図に示したごとき、前部に小さな突出があつて、これが横からみると雀（爵）の頭のやうな形に見える弁が爵弁であると思はれる。

後漢書輿服志には

爵弁一名冕、広八寸長尺二寸、如爵形、前小後大、繪其上、似爵頭色、有収持筭、所謂夏收殷辱者也、祠天地五郊明堂、雲翹舞、楽人服之

と。すなはち

爵弁は一に冕とも呼ばれる。広さ八寸、長さ一尺二寸で、雀のやうな形に作る。前は小さく、後は

大きい。上に繪を張り、その色は雀の頭の色に似てゐる。収があつて笄を通すやうになつてゐる。夏の収、股の罍といはれるものがこれである。天地、五郊、明堂を祀る時、雲翹の舞をするのに楽人がこれをつける

といふ。

原田氏はこゝに爵弁が冕の一種であるといふ説に従ひながら、また「如爵形」とあるのに注意し、上部の板の形は青銅彝器の爵の口のやうな形であつたのではないかと考へ、武梁石室第一石の祝融、神農氏のかぶりもの(17図4)の頂上が二またに分岐してゐるのはこの爵弁の形ではなからうかと考へられた。ところで輿服志に爵弁が一に冕と呼ばれるとあるのは、鄭玄あたりの解釈によつたものであらう。ところがその考への拠り難いことは周礼、司服「凡弔事弁經服」の条の正義に孫治讓が記すごとくである。

弁の類のうちから雀のやうな形のをさがせば、6図に示したやうなものを外にない。古い時代の雀の表現については、例へば支那古銅精華一、六五の角の蓋に象られたものなどみられたい。

かうみれば輿服志にその形について「前小後大」とある

のは、前の方の雀の頭に当る所が小さく、後にゆくに從つて広くなる、といふやうにとることができる。「広七寸長尺二寸」といふのも、或ひは冕のやうに上にのつた板(延)の寸法を記したのかもしれないが、この雀の形をした弁の寸法を示したのもとしても大体合ふ。

戦国時代後期の青銅俑に表はされたこの類の弁には二種類ある。一は6図3、4に示したもので、項に髪が少し喰み出してゐるが、それから前は額の生えぎはを残して髪の毛大部分が弁でおほはれてゐる。二は6図5に示したもので、弁は先のものより左右に狭く、横から髪が見えてゐる。兩者とも頰のひもが弁の外縁沿ひに後頭部から側頭部に及び、こめがみの所で、弁の前方から下に向ふあごひもと結合してゐる。弁の前方の短い突出は、形からみて何か芯の入つた固い板のやうなものらしい。6図6をみると雀の頭に当る突起の前面には長方形の凹みがある。この部分も固い芯を榫状に入れてあつたとみえる。

6図7は前漢前半の騎射をする人物の頭である。たしかに爵弁の系統のものをかぶつてゐる。たゞシルエツト状に表はされてゐるため、細部の作りは明かでない。6図10、

11は青銅備である。7と合く同様な冠をかぶつてゐる。この爵弁には戦国時代と違つて、後頭部、側頭部をおほふ収が加はつてゐる。12、13の後漢の例も同じ作りであらう。

12は幘をつけてゐるが、13の方はこれがないやうである。輿服志の前引の条に「収」がある、といふのは前漢の制に合致する。また楽人がかぶると記されるが、10、11の備は、何の樂を奏する所かもとより明かでないが、恐らく楽人であらう。

韋 弁

やはり弁の類と思はれるが、6図8、9のごとく今みた爵弁に似て前方の突出が太く丸つこい類がある。額の上には反つた突起が出てゐる。この突起は、或ひは6図2—6にみるごとき、前頭部の板状の部分を長くしたやうなものであらうか。或ひは後漢書輿服志の前引の幘の条にあつた「顔題」の類かもしれない。これと同様な突起のついたかぶりものは戦国前期の6図1、2にもある。この6図1、2のかぶりものは野球帽のやうにみえるが、6図8、9の円い突起をもつと太く平たくしたもので、両者は明かに同じ形式のかぶりものである。9は刀を持った兵士であり、

1、2も戦争、狩獵を行ふ兵士たちがかぶつてゐる。周礼、司服に「凡兵事、韋弁服」とあり、鄭注に「韋弁以韎韠為之」といふ。即ち韋弁は軍事に従事する者のかぶる赤い革の弁である。或いはこれらが韋弁といれたものではないかと思はれるが、作りの特徴、尺寸の記録がないので確定することはできない。

七 通天冠 (遠遊冠、高山冠、巧士冠)

7図2、4に示したごときものが通天冠と思はれる。4は顧凱之の作と伝へられる女史箴図の、漢の元帝を画いたもので、原田氏がこの冠にあてられたものである。^⑩ 原田氏は何故これを通天冠にあてたか記してゐられない。まづ後漢書輿服志にこの冠は天子がいつもかぶるものだであるが、これは天子がかぶつてゐることが一つの理由であらう。また6は三礼図に二種類あげられた通天冠の図の一つであるが、恐らく4と6を同一のものと認められたのであらう。すなはち6の方は前面の布の幅がやゝ広いが、後に傾きながら立ち上り、後の方は4と同様3字形に波うつてゐる。また4の前面左方に出てゐる刀形の飾りに当るものも6に



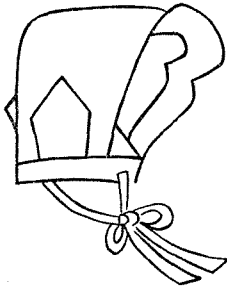
3 後漢後半



2 後漢後半



1 後漢前半



6



5 後漢後半



4 晉

7 図 通 天 冠

痕跡が認められる、等。2は後方の3字形に波うつた部分が前面の立ち上った部分にかくれてわかりにくい
が、よくみると同じ作りのものを画いたものであるこ
とがわかる。

ところで原田氏はこの冠についての後漢書輿服志の
記述とこの冠の図が合致するかどうか十分検討してゐ
られない。これを試みよう。志には

通天冠高九寸、正豎、頂少邪卻、及直下、為鉄卷梁、前有山
展筩、為述、乘輿所常服通

と。すなはち

通天冠は高さ九寸で真直に立つてをり、頂上はやゝ斜め後に
傾き、それから直ちに下に曲る。鉄でもつて筩を通す所(卷)
と冠の上部の芯(梁)を作る。前に三角形の飾り(山)と筒
状の装置(展筩)があり、鶴の羽根の飾り(述)を作る。天
子が平常着けるものである

といふ。

高さ九寸といふと約二〇・七糎である。7 図2の方は
これ位ある。4の方は五寸ほどであらう。やゝ斜め後
に傾くといふのも2の方に合致する。「直下」といふの

は真直に降るといふ意味だと後面の布が波うつてゐるのと合はない。かつちり稜角をなして下向に曲るといふやうな意味とすれば2の図と矛盾しない。梁は、進賢冠の図にもよく表はされてゐるが、2の前面に縦に入つた線がこの芯を表はしたものであらう。三角形の飾り「山」は2の額に画かれてゐる。「展箛」も前部にあると記されるが、それらしきものはどの画にも見当らない。法冠の条に「以纒為展箛、鉄柱卷」とあるのについて、王先謙は集解に黄山の説を引き、展箛は纒でもつて梁と柱卷を包んだものだといふ^⑤。然し纒で梁を包んだといふことはどこにも書いてない。箛は竹を切つた筒のことであるから、この展箛は纒を筒状に丸めて鉄の芯を入れたものといふことと考へられる。法冠が後述のごとく10図のやうなものであることに間違ひなければ、この展箛は冠の上に飛び出した角状のものを指すと考へられる。とはいへ、前記のごとく、現在利用しうる資料の中には見附からなす。

述が鸛の鳥を略した字で、鶡であることは集解にくはしい考証がある。その羽根をさしたものであらう。2、4などで前部の片側に突き出た細長い飾りがこれであらうか。

その他、中央のワ字形の部分の作りがいまの通天冠とやゝ異り、明瞭に表現されてゐないが、これと似た「述」のある冠があるので、こゝにつけ加へておく。1は呉王、3は齊桓公、5は墓祭の主人公であり、大体この冠をつけて表はされるにふさはしい。

なほ2、4、5などで纒の下から長い飾りひもがびんとはね上つてゐる。これは綏と呼ばれるものである。

遠遊冠、高山冠、巧士冠

該当のものが図像中に見当らないが、通天冠と共通な作りをもつたものに遠遊冠と高山冠がある。輿服志には

遠遊冠、制如通天、有展箛、横之於前、無山述、諸王所服也、と。すなはち

遠遊冠は制は通天冠のやうで、展箛があり、前部に横向についてゐる。「山」と「述」がない。諸王がつけるものである。

といふ。

高山冠については

高山冠一曰側注、制如通天、不邪卻、直豎、無山述展箛、中外官謁者、僕射所服……

と。すなはち

高山冠は一に側注ともいはれる。制は通天冠のやうである。

ただ頂上は斜め後に傾かず、真直に立つてゐる。「山」や

「述」や「展簡」がない。中外の官の調者、僕射がかぶる

といふ。

高山冠について原田氏は筆者が長冠としたものがそ

れであらうかといはれる。

巧士冠については後漢書輿服志に

巧士冠高七寸、要後相通、直豎、不常服、唯郊天、黃門從官

四人冠之、在鹵簿中、次乘輿車前、以備宦者四星云

と。すなはち

巧士冠は高さ七寸で、要の後に両側に通ずるやうな孔があ

り、真直に立つてゐる。平常は着用しない。ただ郊天の祠り

をする時、天子の從官四人がこれをつける。鹵簿の中では天

子の車の前に位置し、星座の宦者四星にあてられる

といふ。

「要後」とある要は冠のどの部分かわからない。原

田氏は独断に高山冠に似て小さい、とある記述を引か

れる。具体的にどのやうな冠かはいま推測しがたい。

八 進賢冠、卻敵冠、方山冠

原田氏も考へられたごとく、^⑧ 8 図に示したものがこ



3 後漢後半



2 前漢後半



1 前漢後半



6 晉



5 後漢後半



4 後漢後半

8 図 進賢冠

れに当る。

後漢書輿服志には

進賢冠古緇布冠也、文儒者

之服也、前高七寸、後高三

寸、長八寸、公侯三梁、中

二千石以下至博士兩梁、博

士以下至小史、私学弟子皆

一梁、宗室劉氏亦兩梁冠、

示加服也

と。すなはち

進賢冠は昔の緇布冠である。

文儒者のつけるものである。

前は高さ七寸、後は高さ三

寸、長さ八寸である。公侯は

芯（梁）が三本あるものを、

中二千石以下博士までは芯

が二本のものを、博士以下

小史、私学の弟子までは一

本の芯のものをかぶる。宗

室、劉氏は二本の芯のもの



7 前漢前半



8 後漢前半



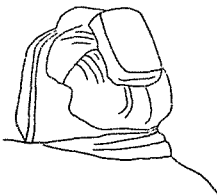
9 後漢前半



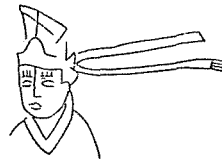
10 後漢後半



11 後漢



14 前漢前半



13 後漢後半



12 後漢後半

8図 進賢冠、卻敵冠

をかざる。服を増したことを示すものであるといふ。

前が高さ七寸（約一六・一糎）、後が三寸（約六・九糎）といふから、頂上はかなり強く後に向つて傾斜したものである。8 図 1—6 のごときものは大体これに当ると思はれる。前漢後半の 1、2 は幘をつけてゐない。1 には笄と纓が表はされてゐる。6 は晋時代の例であるが、上部のワ字形の布のかけ方がよくわかる。画像でこの布の長軸沿ひに入つてゐる線は「梁」を表はしたものにちがひない。

卻敵冠

右と同じやうな作りのもので、7—10のごとく全体に低く、前後の高さがあまり違はず、角が丸つこい類がある。これは卻敵冠のたぐひであらうか。後漢書輿服志には
卻敵冠前高四寸、通長四寸、後高三寸、制似進賢、衛士服之と。すなはち

卻敵冠は前の高さ四寸、通長が四寸、後の高さ三寸で、制は進賢冠に似てゐる。衛士が着ける

といふ。

高さの低い点は合ふが、通長四寸といふほど短くない点

が合はない。7 は戈を持つ衛士の類で、志の記述と合ふ。8 は湯父、9 は令父と題され、10 は墓に葬られた先祖の姿である点は合はない。11 は通長四寸といふのに合致する。これは樂人である。

方山冠

進賢冠と似たものに方山冠といふものもある。後漢書輿服志に

方山冠似進賢、以五采綬為之、祠宗廟、大予八佾、四時五行、樂人服之、冠衣各如其方之色、而舞焉

と。すなはち

方山冠は進賢冠に似る。五色の綬でこれを作る。宗廟を祠り、大予、八佾の舞を行ひ、四時に五行の舞を行ふ時樂人がこれを着ける。冠や衣服は四時に該当する色のものを着けて舞ふのである

といふ。

三礼図の引用には進賢冠の下に「前高七寸、後高三寸、纓長八寸」と寸法が出てゐる。進賢冠に長八寸とあるのがこゝでは纓長八寸となつてゐる点が違ふが、纓が八寸（約一八・四糎）では長さがぎりぎり過ぎて顎の下でうまく結べ

まい。纓は衍字であらう。さうすると寸法も進賢冠と同じといふことになる。ちがひは材料だけである。穀はうすい紗のやうな生地。

ほかに、14の冠は前面が強く前に向つて反つてゐるが、或ひはこれも進賢冠の類であらうか。7の例と同様、この冠は頬をもつて頭に固定されてゐる。

8図12の冠の両側に長く垂れてゐるものを原田氏は羊角状の展簡とみて、この冠を法冠にあてられた。^⑧こゝに垂れてゐるものは8図13と比較すれば明らかなく、展簡といつたものでなく、紐の類である。この紐は「綵」といはれたものであらう。原田氏が解説されるごとく、繪帛で髻の根本を束ね、その余りを後に垂れて飾りとしたものである。これを長く垂すスタイルは、何らかの身分、地位に対応したものにちがひないが、具体的には明かにしがたい。

九 縹布冠

進賢冠は昔の縹布冠だといはれるが、三礼図には四種ほどの図がのせられてをり、古くよりのやうなものであつ

たか定説がなかつたのである。縹布冠とは儀礼、士冠礼にあるごとく、冠礼で最初につける冠である。記に「始冠、縹布冠也、……冠而徹之、可也」とあり、疏に賈公彦は『士以上は冠礼の時に用ゐるが、それが終れば棄て、しまつて復び使はない。然し庶人は後でも著ける。詩、小雅、都人士に「彼都人士、笠臺縹撮」とある。これは縹布冠でその髪をくるんでゐることを示し、庶人は常用したことがわかる』といつてゐる。

これを標準にして図をさがすと、或ひは9図3のごときものが縹布冠かと思はれる。これは赤子を背負つた貧相な男で、たしかに身分は低い。頭上の髻の側視形は進賢冠の前後の長さを縮めたやうな形になつてゐる。この形は9図1の戦国前期の桑つみの光景の中に画かれた男にも認められるから、「古縹布冠」といふのに合ふ。

また士冠礼「爵弁皮弁、縹布冠各一匱」の注に、鄭玄は「縹布冠、今小吏冠、其遺象也」といふ。幘でも、進賢冠の類でもないものをつけた下つ端役人の図を後漢時代の図像の中からさがすと、門下小史のかぶる9図4のごときもの



3 前漢後半



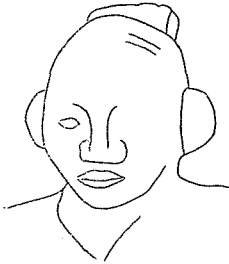
顔

2 戦国



顔

1 戦国



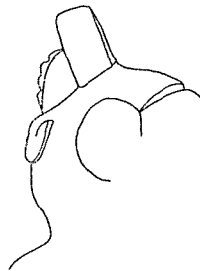
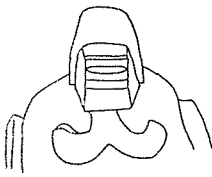
6 戦国



5 後漢後半



4 後漢後半



7 前漢

9 図 縞 布 冠

がみつかる。鄭玄はこのやうなものを考へたのであらうか。烏帽子のやうに袋状になつたもので、髻を包んでゐるらしい。4では塗りつぶされてゐて細部が不明であるが、9 図 5 の芸人のかぶるのもこれと同類と思はれ、装着法がよくわかる。すなはち髻を袋状のもの（日本の巾子^{ゴザ}）で包み、根本を何か厚いもので巻いて固定してゐるらしい。このやうな形の冠も庶人の冠として古い伝統のあるものであることは 9 図 2 のごとく、戦国前期の桑つみの図の中の男がかぶ

つてゐることから知られよう。三礼図の縹布冠の図の中に皮弁のやうな図があるのは、縹布冠をこの式のものとすると説によつたものであらう。

また三礼図に「旧図云、始冠縹布、今武士冠則其遺象也、大小之制未聞」とあり、後述の武冠のやうな冠が画かれてゐる。三礼図、武冠の条に引く後漢志にも「武冠……其制古縹布之象也」とそのことが本文に記されてゐるが、今のテキストには劉昭の注に「古縹布冠之象也」とある。ともかくかういふ説もあつたらしい。9 図6は戦国後期のものであるが、武冠を二まはりほど小さくしたやうな平たい箱状の冠が髻にすつぱりかぶさつてゐる。7は前漢の例であるが、髻の前部をやはり箱状の固い冠で包んでゐる。後にはこの髻の根本にく、つたと思はれる紐の端末が垂れてゐる。旧図の著者が想像したのはこのやうなものであらうか。この冠の形は日本で元服の式に一時的に使はれる放巾子ひさまごと酷似してゐる。この放巾子の用法が、士冠礼における縹布冠と同様であるのは興味がある。

このやうに縹布冠といはれたものには様々な形式のもの考へられるが、いづれも髻をおほふだけのものである点共通してゐる。

一〇 法 冠

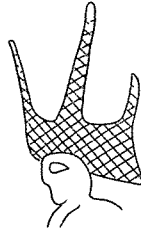
10 図に示したやうに、二本の角の出た冠がこれであらう。後漢書輿服志に

法冠一曰柱後、高五寸、以纒為展筥、鉄柱卷、執法者服之、侍御史、廷尉正監平也。或謂之獬豸冠、獬豸神羊、能別曲直、楚王嘗獲之、故以為冠、胡広説曰、春秋左氏伝有南冠而縶者、則楚冠也、秦滅楚、以其君服、賜執法、近臣御史服之と。すなはち

法冠は一に柱後とも呼ばれる。高さ五寸、纒で展筥を作り、鉄で柱卷を作る。法律を取扱ふ者が着ける。すなはち侍御史や廷尉正、廷尉左監、廷尉平といった役の者である。或ひは獬豸冠ともいふ。獬豸は神羊で、曲直を分別する能力がある。楚王は嘗てこれを捕獲したのでこれを冠とした。胡広の説によると、春秋左氏伝（成公九年）に「南冠をかぶつて捕つてゐる者は誰だ」とある南冠は楚冠である。秦は楚を滅し、その君の冠服を法律を取扱ふ近臣御史に賜り、着用せしめたのである



3 前漢後半



2 戦国



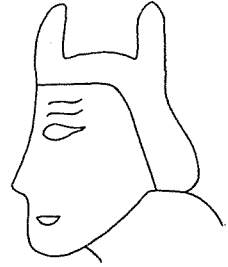
1 戦国



6 後漢後半



5 戦国



4 後漢後半

10図 法 冠

といふ。
こゝにいふ展筩が纏を筒状に丸めて鉄の芯を入れたものであらうことは通天冠のところで説明した。この冠は一説に獬豸を象つたものとされる。劉昭注に引く漢の楊孚の異物志に「獬豸一角……楚執法者所服也、今冠兩角、非象也」といふ。獬豸は本来一角であるのに、その名の冠は二本の角が出たものである。前記のごとく原田氏は8図12の冠を法冠にあてられた。この冠の両側につく細長い飾りが羊角状をなすことを理由にされてゐる。然し神羊だといふ獬豸は漢代には羊のやうに下に曲つた角をもつたものと表象されてゐない。6の動物はその頭の形、垂れた大きい耳や短い尾、二つに割れた蹄など、明器、壁画、画像石に表はされた羊と共通の特徴をもつが、頭上に一本の突き立つた角をもち、体の各処から神人のごとき羽根が生えてゐる。これこそ神羊だといふ一角獣の獬豸の姿である。悪い奴を突くべく角を前に向けてゐる。5は戦国前期の画像であるが、同じやうなポーズをした一角獣でありながら体つきは羊でない。漢代には神羊といふ訓詁が生れたため羊のやうな体つきに表はすやうに変つたのであらう。しかし角は古くか

らの伝統で、羊とは全く別な真直に近い形に表はされてゐる。曲直を弁別して悪い方を突くといふからには、かういふ角でなければ迫力が出ないであらう。

そこでかういふつんと立つた角が二本ある冠といふと、10図1—4に示したやうなものといふことにならう。4は神人、3は武冠をかぶつた衛士のやうな者の後について歩いてゐる。3の方は執法者の類でないともいへまい。

これら漢代の例は角が短いが、2は非常に長い角が出てゐる。或ひはこれが南冠、楚冠といはれたものではなからうか。この角の長さは5の獬豸の角に匹敵する。角の後にもう一つ三角形のものが出てゐるのは、髻をおほふ本来の冠の誇張された形であらう。1の方は角も、この部分も2ほど誇張されてゐない。

一一 武 冠

11図に示したごとき、頭の後半につける大ぶりの箱形の冠。後漢書輿服志に

武冠一曰武弁大冠、諸武官冠之、侍中中常侍加黃金璫、附蟬為文、貂尾為飾、謂之趙惠文冠、胡広説曰、趙武靈王效胡服、以

金璫飾首、前挿貂尾為貴職、秦滅趙、以其君冠、賜近臣

と。すなはち

武冠は一に武弁大冠ともいふ。諸々の武官が着ける。侍中、中常侍は黄金の滑車状の耳飾り（璫）をはめ、蟬をこの冠につけて文様とし、貂の尾を冠の飾りとする。これは趙惠文冠といふ。胡広の説では、趙武靈王が胡人の服飾をまねし、金の璫を頭部の裝飾とし、冠の前に貂尾を挿して高い官職のしるしとした。秦は趙を滅し、その君の冠を近臣に賜つた

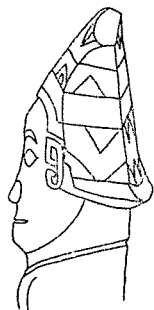
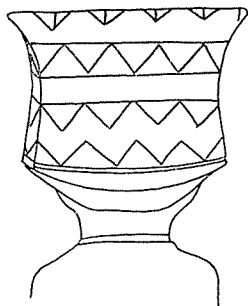
といふ。

また少し先に次のごとく記される。

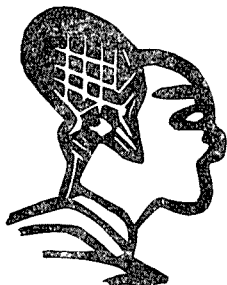
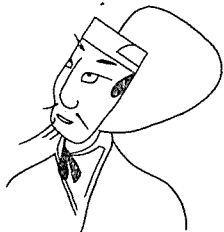
武冠俗謂之大冠、環纓無縫、以青系為纆、加雙鵝尾、豎左右、為鵝冠云、五官・左・右・虎賁・羽林五中郎將、羽林左・右監、皆冠鵝冠、紗縠單衣、虎賁將虎文袴、白虎文劍佩刀、虎賁武騎皆鵝冠、虎文單衣、襄邑歲獻織成虎文云、鵝者勇雉也、其鬪、对一死乃止、故趙武靈王以表武士、秦施之焉

と。すなはち

武冠は俗に大冠といはれる。纓は環状をなして結び目がなく、結び目から下につける飾りのひも（纒）もなく、青いひもで編んだひもで以て作る。やまどり（鵝）の尾羽根を一对、左右に真直にたてる。これが鵝冠である。五官、左、右、虎賁、羽林



1 殷



4 後漢

3 前漢後半

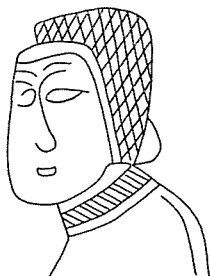
2 前漢前半



7 後漢後半

6 後漢後半

5 後漢後半



10 後漢後半

9 後漢前半

8 後漢後半

11 武冠, 惠文冠

とてふ。

原田氏はこの冠について晋書輿服志に「一に籠冠と名づく」とあることから、11図3のごときものがこれであらうと推測された^②。当つてゐよう。画像では大抵格子状に線が引かれ、籠冠の名にふさはしく、3、10などと頗る大型のものもあり、大冠の俗名にふさはしい。その立体的に表はされた例は4にみられ、籠状のものをすつぽりはめた形である。



11 前漢前半



12 後漢後半
11図 鶡冠

の五つの官の中郎将、羽林左右監はみな鶡冠をかぶり、紗縠の単衣を着る。虎賁将は虎紋の袴をつけ、佩刀は白の虎紋の剣である。虎賁の武騎はみな鶡冠をかぶり、虎紋の単衣をつける。襄邑は毎年虎紋のつづれ織を献上する。鶡は勇猛な雉で、闘ふ時は一方が死んで始めて止める。故に武霊王はもつて武士のしるしとし、秦はこれを部下に使用させたのである。

この例で頭髮の前半をおほふものはいふまでもなく幘で、5の門下游徽は役目柄赤幘をつけてゐる様が彩色によつて明かに知られる。6は侍衛の士が居眠りをして武冠が抜け落ちようとする様で、幘だけが頭に残つてゐる。10は騎吏の姿で、最も普通に見る側視形の表現である。8はこの冠を上から鉢巻状の布でくくつてゐる。2は前漢前半の例で、この式の現在知られる最も古い資料である。

この式の冠に貂尾を飾つたのが侍中、中常侍のかぶる惠文冠である。侍中・中常侍といつた高官を表はしたことから知られる画像はないが、9は「侍者」と題され、7は「齊侍郎」と題される。7は矛をもつから、宮殿の護衛に当る五官侍郎の類のつもりであらう。冠には斑文のある巾のほか何の特別な飾りはみえない。9には冠の前面片側に黄色で一筆何か飾りのやうなものが画かれてゐる。貂尾にしては小さすぎるが、惠文冠の貂尾を想像する材料とすることができよう。

武冠に鶡の尾羽根を二本挿したのが鶡冠で、近衛兵のかぶりものである。あまり資料がないが、11、12は稀な例である。11は騎射を行つてゐる。後頭部に角張つたものが斜

めに出てゐるのが武冠で、その前方に格子紋がついてゐるのは纏で髪を包んでゐるのであらうか。さうすると鶴の羽根は冠にでなく、纏に挿してゐるやうにもみえる。12は東王公のわきに戟を持つて立つ人物で「侍郎」と題される。この例では羽根は武冠の上に立つてゐる。

惠文冠の貂尾の飾りの起原について、先に引いた輿服志の文にこれが趙武靈王の胡服をまねたものと記されてゐる。

また原田氏は淮南子主術訓「趙武靈王、貝帶鸚鵡而朝、趙國化之」とあるのによつて、鸚鵡といつた雉の類の尾を冠に使ふことも胡服の一部であらうといはれる。恐らくさうであらう。ただしこの武冠を波上氏のいふごとく胡帽の脱

化した形式の帽とするのはおかしい。第一に、趙武靈王はこの冠の飾りを胡服からまねたとは書いてあつても、冠そのものをまねたとは書いてない。王国維はこの点を誤つてゐない。第二に所謂スキチャ帽とこの籠のやうな冠とは形式が全然異なる。形の類似を求めめるには委貌冠、皮弁、爵弁の方が好都合であるが、これが胡俗をまねたことは何にも書いてないし、また江上氏が記されたやうに武冠と皮弁が同形式だといふことを記した資料もないやうである。

武冠と直接つながるかどうかわからないが、1に示したのは股の玉製の人形で、武冠と同式にすっぽりと頭の廻りをかこぶ、箱状の大型の冠をつける。武冠と異り、幅の狭い材料を横にはぎ合せたやうな、「辟積」風の紋様がつけられてゐるが、ともかく武冠のやうな大型の箱状の冠の中國における起原の古いことを知ることができよう。

一一 建華冠、術氏冠

12図に示したごとく、何層か段のついた円錐形の飾りを頂上に建てた冠がこれであらう。後漢書輿服志に

建華冠、以鉄為柱卷、貫大銅珠九枚、制似縷鹿、記曰、知天者冠述、知地者履絢、春秋左伝曰、鄭子臧好鶴冠、前門、以為此則是也、天地五郊明堂、青命舞樂人服之と。すなはち

建華冠は鉄でもつて柱の芯と笄を通す所を作り、柱に大きな銅珠を九つ通す。制は縷鹿に似てゐる。礼記(佚文)に「天を知る者は述(鶴)冠を冠し、地を知る者は履に絢をつける」春秋左氏伝(僖公二四年)に「鄭の(子華の弟の)子臧は(宋に出奔し)、鶴冠を好んだ」とある。前は円い。おもふに礼祀、左伝に記されてゐるのはこの冠のことである。天地、五郊、明堂



1 前 漢



2 後 漢

12図 建華冠, 術氏冠

の祠りで青命の舞をするとき、楽人がこれを着けるといふ。

三礼図にはお碗を伏せたやうな冠の上に花が開いたやうな飾をつけた冠を画いてゐる。建華の名には合ふが、志の記述とは全く合はない。

柱巻の柱はさきの法冠の条から類推すると、芯になる柱状のものと考え

られる。大銅珠九枚を貫くといふから、大きな銅の砲丸状のものを九つ串刺しにするのかと思ふと、注に「薛綜曰、下輪大、上輪小」といふから、下から上に次第に大きさを減ずる円板状のものを九枚、丁度相輪のやうに貫くわけである。形が縷鹿に似るといふのは注に「独断曰、其状若婦人縷鹿」とあり、原田氏は今の独断に「縷鹿」とあることから、これを糸を容れた籠製の容器と考へ、画像石の糸巻

を持つた人物の傍にある筒状の容器をこれかもしれないと考へられたが、冠の方は画像石のうちから舞者のかぶるお碗形のをこれを比された。氏の示された画像石中の容器も、冠も、到底大銅珠九枚を貫いたといふ記述にそぐはない。縷鹿といふものが正確にアイデンティファイできない限り、この冠についての貴重な手がかりも利用することができない。

集解に王先謙は黄山の説を引き「建華冠、下引記文、冠述為証、当是以翠華為之、鉄柱銅珠、皆以傳羽、如九重華蓋、故曰建也……」とその形を想像復原してゐる。たしかにさういつたものであらう。中央に建てた芯に下から順に小さくなる銅の円板を貫き、これに述、すなはち鶴の羽根をつけて華蓋のやうな形にしたものであらう。12図1、2に示したものはこれを表はしたものに違ひない。1は楽人、2は軽業師である。他に武器をかまへたやうなポーズの俑もこの冠をつけるものがある。これも舞つてゐる所とみることができよう。2は明瞭でないが、1の方は収のついた弁のやうな冠に飾りがついてゐる。

術氏冠

建華冠に似通つたものとして術氏冠がある。後漢書輿服志に

術氏冠、前門、吳制、差池邈邈四重、趙武靈王好服之、今不用、官有其圖注

と。すなはち

術氏冠は前が円い。吳の制である。その飾りは燕が尾翼をひろげて飛ぶ様のやうであり、(小山のつらなるやうに)ほこくとつらなつて四重になつてゐる。趙武靈王が好んで着用した。今は使はれないが、官に圖と注釈がある。

とふ。

これがどのやうな形のものかについて、王先謙は黃山の説を引く。すなはち錢大昕はさきの建華冠について、礼圖に術氏冠を左伝に出てくる鷓冠にあてる説を引いてゐるのはその通りである。こゝに「差池邈邈四重」と形容してゐるのをみると、この冠も大体建華冠と同じにちがひない、といふのである。その程度のことはいへるであらう。

こゝに引かれた左伝、僖公二四年の鷓冠を術氏冠とアイデンティファイする説は顔師古にくはしい。すなはち「案鷓水鳥、天將雨即鳴、即戰國策所称鷓蚌相謂者也、古人以其知天時、乃為冠象此鳥之形、使掌天文者冠之、故逸礼記

曰、知天文者冠鷓、此其証也、鷓字音聿、亦有術音、故礼之衣服圖及蔡邕独断、謂為術氏冠、亦因鷓音転為術字耳、非道術之謂也、と。

雨が降るのを豫知する能力があると信ぜられた鷓の羽根をつけたといふ冠は、先に建華冠にあてられたが、別に術氏冠にあてる説もあつたのである。術氏の氏については先に引いた黃山の説として「術氏者、蓋以鳥為氏、如左伝郷子所言」といふ説明が引かれてゐる。

一三 樊 噲 冠

13 図に示したやうな、頭の上に大きな板をのせたやうな冠がこれであらう。後漢書輿服志に

樊噲冠、漢將樊噲造次所冠、以入項羽軍、広九寸高七寸、前後出各四寸、制似冕、司馬殿門、大難衛士服之、或曰、樊噲常持鉄槓、聞項羽有意殺漢王、噲裂裳以裏槓、冠之入軍門立、漢王旁視項羽

と。すなはち

樊噲冠は漢の將樊噲があはてゝ冠して項羽の軍に入つたものである。広さ九寸、高さ七寸で、頭の前後に四寸づつ喰み出して



後漢 半冠
13図 樊 噲

ある。制は冕に似てゐる。司馬殿門の衛士や大讎を行ふ衛士がこれをかぶる。或ひはいふ、樊噲は常に鉄楯を持つてゐたが、項羽がひそかに漢王を殺さうと思つてゐるとき、裳を裂いてそれで楯を包み、これを頭にのせて軍門に入つて立つた。漢王はわかからず項羽をみた。

といふ。

13図は冕に似てゐる。志に広さ九寸とあるから、この図のやうに頭の横に喰み出さなはずである。しかし、2図3、4の冕の図のやうに、前後に長かるべきものを九〇度回転させて表はしたとみれば丁度「前後出各四寸」といふのと長さの感じが合ふ。「高七寸」といふがこの図の冠はそれ程高くない。この人物は戟を持つて坐つてゐるから衛士の類であらうか。三礼図のこの冠の図も大体近いものを画いてゐる。

一四 その他のかぶりもの（一）

14図に掲げたのは武士の類のかぶる冠で、頭上につんと

立つた羽根のやうな飾りのついたものである。2は鳶口のやうな杖を持つ。3は門番である。5、6、7、8も似た冠をつける。6は孟犇と題される。孟犇は孟賁で勇士である。鶡冠は武冠に一对のやまどりの羽根をつけたものであるし、これらの冠は鶡冠ではあるまい。とはいへ、これらの冠をつける人物はいづれも勇猛さうな面がまへの武人たちである。この羽根状のものも恐らく鶡の羽根のたぐひであらう。何と呼ばれた冠かいまの所わからない。1はこの類の冠の戦国時代の例と考へられる。

14図9は門卒であるが、頭上に毛の逆立つたやうなものが表はされてゐる。然し門卒が何もかぶりものなしであるといふもおかしい。或ひは14図2にみるやうな羽毛もつと沢山ついた冠をかぶつてゐるともみられるので、仮にこゝに分類しておいた。

後漢書、光武帝紀、下「賜東海王疆、虎賁旄頭鍾虞之樂」の注に「漢官儀曰……旧選羽林為旄頭、被髮先驅」とある。旄頭とはこのやうなりの者とも思はれる。とはいへ後漢書の例をしらべると、旄頭は天子から賜るものである。しかるに管城子のかなりつゝ、まじやかな墓の主人がそのやう



3 前漢後半



2 前漢前半



1 戦国



6 後漢後半



5 後漢後半



4 後漢後半



9 後漢後半



8 後漢後半



7 後漢後半

14図 その他のかぶりもの(1)

16図には髻の形が頭の上に露れてゐる類を集めた。1—3は頭の上に丸めた髻が突き出てゐる。2をみると、その根本には両側に突き出したものがみえ、笄が挿してあるやうにもみえるが、1、3などの例とくらべると、やはり髻の根本を括

な輝かしい経歴をもつた人とも思はれないし、切角の旄頭が門卒などつとめてゐるのも解せないことであるから、この解釈はとらなかつた。

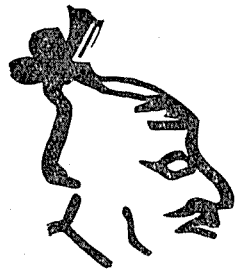
一五 その他のかぶりもの(二)



3 後漢後半



2 前漢後半



1 前漢前半



6 前漢前半



5 前漢前半



4 前漢前半

15図 その他のかぶりもの(2)

つたひも（繩）の端末であるらしい。3は明らかに幘のやうなものをつけてゐる。屋のない幘であらう。2も額に一本線が入つてをり、何か透けるものをつけてゐるらしく、1の額の線も同様に解釈できようか。1は弓をもつた歩卒、2は庶民、3は門卒で、いづれも身分は低いやうである。

2にみるやうな透けるかぶりものといへば繩が思ひ起される。釈名に「繩、以韜髮者也、以繩為之、因以為名」といはれ、繩といふ生地は先に記したやうにすかゝの紋張のやうなものである。とはいへこれは普通冠をかぶる前に頭髪をつむむためのものである。さうするとこの図でこれを頭につけてゐるだけなのは、これを以てかぶりものにかへた略式の風と考へられる。4も頭上に束ねた髪が出てゐるらしいが、くゝつたひもの類が表はされてゐない。

5は額の生え際のすぐ上に、日本のちよん鬚風な髻が結ばれてゐる。6も恐らく同様な風俗と思はれる。

5には頬と纓が表はされてをり、頭上をおほふ単純な冠の類をつけてゐるらしい。5は戈を持ち、6は剣と

盾をとつて龍と闘つてをり、いづれも武人である。この風俗の名称は何と呼ばれたものかわからない。

一六 その他のかぶりもの(三)

16 図1、2、5は髻をおほふ小さい冠の類をかぶつてゐるらしい。これらはいづれも二段にくびれてゐる。3、4はこれを誇張したやうな二瘤の髻に結はれてゐる。1、2、5は坐像で、楽人の類と考へられる。これらの冠の名称も今の所明かでない。

一七 巾



3 後漢前半



1 前漢



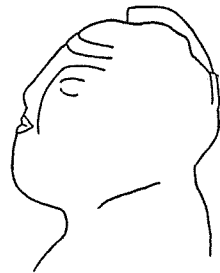
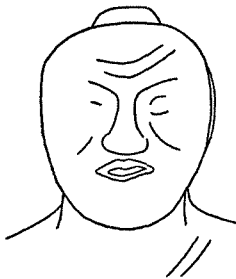
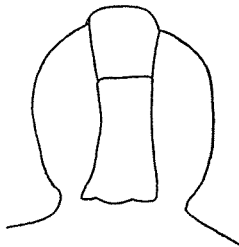
4 後漢前半



2 前漢



5 後漢



16 図 その他のかぶりもの(3)



2 後漢後半



1 後漢後半



4 後漢後半



3 後漢後半

巾は説文に「巾、佩巾也」とあるやうに、本来腰にぶら下げておく手拭である。これをおほふに使つたのがかぶり物の巾である。庶民のかぶりものとされる。すなはち釈名に「巾、謹也、二十成人、士冠、庶人巾、当自謹修四教也」といひ、また後漢書郭泰伝「遇雨中一角墊」の注に「周遷輿服雜事曰、巾以葛為之、形如幘、本居士野人所服」

17図 巾

といふごとくである。

1は刑渠である。貧乏しながら父に孝行をつくした孝子である。その頭に巻いてある鉢巻状のものは巾と呼ばれたものにちがひない。3の曲芸者、2の荊軻が着けてゐるのも、明かに同種のかぶりものである。^①

荊軻が庶民のかぶるはづの巾をつけてゐるのは身分的にふさはしくないやうにみえるが、これは後漢末になるとる上流の人達も巾を使ふやうになつたのを反映してゐると思はれる。魏書、武帝紀の最末尾の注に「傅子曰、漢末王公、多委王服、以幅巾為雅、是以表紹崔豹之徒、雖為將師、著縑巾」といふごとくである。

4は神農である。原田氏がこれを爵弁にあてられたことは先に引いたが、1と比べてみると、かぶりもの、前後に布の端末がひら／＼してゐる形が一致するから、同一のものと知られるのである。神農は民に農耕を始めて教へた文化英雄であることはこゝに引いた画像石の榜題にも記されてをり、画像も自ら来耜をもつて土を耕す姿で表はされてゐる。頭も漢代の庶民の風俗をかりて、巾をつけた形に表はしたとみるべきであ

らう。

武梁画像石で4の神農と並んで表はされた祝融も同じかぶりものをつけてゐる。彼には特に巾をつけた姿で表はさねばならない事蹟は伝へられてゐない。榜題に「祝誦(祝融)氏は造為する所なく、未だ嗜欲あらず、刑罰未だ施さず」とある。文化、社会制度が未分化な時代の皇帝を、文化の恩恵に浴すること少い、古代により近い生活を送る庶民の姿で表はしたものであらう。

なほ先に引いた郭泰伝の注に巾の形が帽のごとくであるといひ、また三国志前引注につけて「魏太祖以天下凶荒、資材乏匱、擬古皮弁、裁縑帛以為帽、合于簡易」とあり、後漢末に上流の人達が着用した巾を、帽の由来する所として記してゐる。帽、縑は帽ともいはれる。縑帛で作つた帽は皮弁に擬したといふから袋状のかぶりものである。思ふにこれの先行形とされる後漢末の巾は17図1のごとき鉢巻状のものでなく、手拭を折らずに頭にかぶつたものであらうか。帽といふものは、竹林七賢傳^④、例へば山濤のかぶるやうなものがこれであらう。晋時代の帽はここに画かれたやうにやはらかく作られ、懐に入れることのできるやう

なものであつた^⑤。

一八 笠

18図に示したものがこれにちがひない。急就篇「竹器笠笠」の顔注に「笠笠皆所以禦雨也、大而有把、手執以行、謂之笠、小而無把、首戴以行、謂之笠」といふ。雨を防ぐかさのうち、柄のあるのが笠で、頭にかぶるのが笠だといふのである。勿論雨ばかりでなく、暑さも防ぐ。詩、小雅、無羊「何蓑何笠」の毛伝に「笠所以禦暑」といふごとくである。2、4が菅笠の類をかぶつてゐることは一見して明かであらう。2は手に耒耜を持つ禹の姿である。4は農夫であらう。耒耜をもつ。3は労働者か下男の類で、箕と箒をもつ。5も耒耜をもつた農夫である。これのかぶるのも笠であらうか。1のかぶりものも深網笠風の笠と思はれるが、5と側面形が共通してゐる。5の方はひさしが殆んどないやうに表はされてゐるが、一応こゝに入れておく。1、5の笠には頂部に、日本の市女笠にみる、髻を容れる巾子のやうな突出がついてゐる。

2の夏禹のかぶりものについて壘仲浴は「冠の上は鋭く



2 後漢後半



1 戦国



5 後漢



4 後漢後半



3 後漢

18図 笠

下は広く、辟積の文あり」といふ。どうしてこれを冠などといったのであらうか。中に引かれた線は菅、竹その他笠を構成する材料をあらはしたものとみるべきであらう。詩、小雅、都人士の「彼都人士、臺笠緇撮」の箋に「臺夫須也、都人之士、以臺皮為笠」とあり、夫須といふのは小雅、南山有臺の疏に莎草だといふ。莎草はかうぶしである。その茎を裂いて笠を作つたのである。一本々々が菅ほど幅ひろくないからこれで作つたら2のごとくすぢが目立つたことだらう。

シャヴァンヌは^⑩この禹のかぶりものについて朱彝尊がこれを母追だといつたのは、礼記、郊特性に夏の冠として母追があげられてあるといふ以外に根拠がないと却けてゐるが、自分の意見は述べてゐない。原田氏が^⑪18図4の笠を賤人の巾と混同されたのもいかにであらうか。

2の夏禹の姿は4、5の耒耜をもつた俑と身なりに区別はなく、榜題がなければ禹とわからない。榜題に禹は地理に明るく、水防工事を行つたと記されてゐる。漢時代の土木工事に従事する労働者の風俗をかりて禹

を表はしたものと考へられる。

以上、漢代男子のかぶりものについてかなり多くのことを明かにすることができたと信ずる。とはいへ不明のまゝ残された点も多く、不十分な点も多々あることであらう。大方の教示を仰ぎたい。

この研究は昭和三七年度科学研究費（総合研究）「漢・六朝美術の思想と様式の研究」によるものである。

註

- ① 張末元『漢代服飾參考資料』（一九五九、北京）は原田氏の著書を全く無視し、多くの図を三礼図によって画いてゐる点驚くべきである。
- ② 原田一九三七、一二七—三二頁。
- ③ 同右、七〇—一頁。
- ④ 同右、六六—七八頁。
- ⑤ 同右、七八—九頁。
- ⑥ 同右、八〇—二頁。
- ⑦ Chavannes 1909, p. 57; pl. 87.
- ⑧ 長沙晋墓出土の俑の中にこれがあるかとも思はれる。例へば湖南省博物館一九五九、図五、10のごときであるが、表現からみてやはらかい布製らしく、むしろ帽の類かと思はれる。帽がやはらかいことは尚一九三八、三四頁参照。
- ⑨ 原田一九三七、一〇八頁。

- ⑩ 宮本一九五九、六七—八。
- ⑪ Chavannes 1909, p. 60; pl. 63.
- ⑫ 原田一九三七、六六—七一頁。
- ⑬ 孫一九〇五（芸文印書館影印本）三九九四—五頁。「鄭賈說爵弁為冕制、異於韋弁皮弁、其說亦不甚塙、江永云、弁字上銳、象形、爵弁与皮弁同名、而爵弁有覆版、何以名弁、任大椿云、爵弁既以弁名、則其狀当似弁、攷积名、弁如兩手扞時也、以爵韋時也、以爵韋為之、謂之爵弁、以鹿皮為之、謂之皮弁、以韋韋為之、謂之韋弁也、然則此三弁、皆作合手狀矣、案江任說本陳祥道、是也、吳廷華金鶚說亦同、劉說爵弁、雖未得其制、而謂三弁同形、則足正鄭說之誤、爵弁既為合扞之形、則無上延、与冕迥異、鄭賈說並誤」と。
- ⑭ 原田一九三七、一一七—八頁。
- ⑮ 晋灼言、以纚裏柱卷（漢書、張敞伝、且当以柱後惠文彈治之耳の注）、志謂纚為展箭、然則展箭者、即以纚為箭、裏梁及柱卷之名。
- ⑯ 原田一九三七、一〇八頁。
- ⑰ 同右、一〇八頁。
- ⑱ 同右、一一三頁。
- ⑲ 田中一八九三、二、上、三七頁。
- ⑳ 原田一九三七、一一〇—一頁。
- ㉑ 同右、一一二頁。
- ㉒ 波上一九三六、二三六—七頁。
- ㉓ 王国維一九二二—。

②5 原田一九三七、八三一―四頁。

②6 ここにいふ鵠といふ鳥は現在何と呼ばれる鳥か明かでない。

漢書五行志(七中、上)の注に「張晏曰、鵠鳥赤足黃文、以其毛飾冠、韋昭曰、鵠今翠鳥、師古曰、鵠大鳥、即戰國策所云啄蚌者也」とある。張晏がどのやうな鳥を指したかわらない。しぎでも赤足といひうるものは紅脚鵠、紅脚鵠、磯鵠などいろ／＼ある。韋昭は青い羽根をもつた小型の鳥である翠鳥だといつたのである。これに対し顔師古はしぎだといふのである。とはいへしぎは大体茶色、灰色、黒など地味な色合のものが多く、冠の飾りにはぱつとしないやうに思ふ。シンボリカルな意味に重点があるのであれば差支へあるまいが。

②7 角川版世界美術全集、一三、図版一二七。

②8 顔師古、匡謬正俗、卷四、鵠の条に「好聚鵠冠」は「聚鵠冠を好む」ではなく「好んで鵠冠を聚む」とよむべきことが記されてゐる。

②9 同右、③0 曾等一九五六、四〇頁。

③1 原田氏が巾とされたもの(原田一九三七、一三一頁)のうち、一は後に引く笠であり、同氏の引かれる同氏書図版一六、4右端の人物は、その左の方の人物と全く同じ着物をつけてをり、後者は武梁第三石の家屋の二階にゐる侍女たちと同じかぶりものをつけてゐるから、これらは女であることが知られる。巾は巾でも巾輜であらう。氏の引かれる第三の例、同氏書図版二三、2の賤人といはれるものは、フィッシャーによつて野蕃人とされる(Fischer 1931, p. 85) 小林太市郎氏は武冠の形式の

かぶりものを巾とされた(小林一九四七・三八八頁)のも首背し難い。

③2 南京博物院等一九六〇、図版1。

③3 尚一九三八、三四頁。

③4 漢武梁祠堂石刻画像攷、一、二一。二、一八。

③5 Chavannes 1909, t. 1, p. 134.

③6 原田一九三七、一三二頁。

插图目録

1 図1 武梁画像石第一石、京大人文科学研究所蔵拓本(関野一九一六、五三図)

2 陶俑、京大人文科学研究所考古資料八二二

3 武梁画像石第一石、京大人文科学研究所蔵拓本(関野一九一六、五三図)

4 「函谷関一画像石中の狩人、Chavannes 1914, pl. II.

5 陶俑、京大人文科学研究所考古資料八八一

6 陶俑、京大人文科学研究所考古資料一〇九七

7 望都塚墓壁画、榜題「辟車伍佰」、北京歴史博物館等一九五五、図版一三

8 青銅鑑(?)刻線画、林一九六一、插图二二

9 大理石像、京大人文科学研究所考古資料七〇五〇(角川版世界美術全集、一二、カラー図版三二)

2 図1、2 信陽瑟漆画、林一九六一、插图一四

3 沂南画像石、曾昭燏等一九五六、図版五二

- 2 図4 武梁画像石第二石、榜題「帝堯」、京大人文学研究所蔵拓本(関野一九一六、五三圖)
- 3 図1 武梁画像石第二石、榜題「吳王」、京大人文学研究所蔵拓本(関野一九一六、図五三)
- 2 汶上孫家村画像石、傳一九五一、八七圖
- 3 孝堂山画像石、京大人文学研究所蔵拓本(関野一九一六、九図一)
- 4 図1 玉俑、京大人文学研究所考古資料五〇一〇(梅原一九一六、図版二四、1)
- 2 信陽瑟瑟漆画、林一九六一、挿図一四
- 3 武梁画像石第一石、京大人文学研究所蔵拓本(関野一九一六、五三圖)
- 5 図1、2 信陽瑟瑟漆画、林一九六一、挿図一四
- 3 王盱墓瑠璃小匣漆画、原田、田沢一九三〇、図版一〇五
- 4 沂南画像石、榜題「周公」、傳一九五一、二二四圖
- 5 武氏左右室画像石第五石、京大人文学研究所蔵拓本(関野一九一六、九一圖)
- 6 聊臯画像石、傳一九五一、二二二圖
- 7 兩城山画像石、傳一九五一、二〇圖
- 8 莒鼎高栝山画像石、傳一九五一、二二〇圖
- 6 図1 青銅盤画像、楊一九五七、図版二六、一
- 2 青銅鑑画像、林一九六一、挿図1
- 3 青銅俑、京大人文学研究所考古資料八九一(梅原一九一七、図版三四)
- 4 青銅俑、京大人文学研究所考古資料八九〇(梅原一九一七、図版三四)
- 5 青銅俑、京大人文学研究所考古資料八九二(梅原一九一七、図版三六)
- 6 青銅俑、京大人文学研究所考古資料八八九(梅原一九一七、図版三五)
- 7 空罇型捺画像 White 1939, pl. 49.
- 8 空罇型捺画像 White 1939, pl. 60.
- 9 空罇型捺画像 White 1939, pl. 59.
- 10 青銅俑、京大人文学研究所考古資料七二三四E(角川版世界美術全集、一三、図版一〇九)
- 11 青銅俑、京大人文学研究所考古資料七二三四G
- 12 孝堂山画像石、京大人文学研究所蔵拓本(関野一九一六、一七圖)
- 13 孝堂山下画像石、関野一九一六、一四一圖
- 7 図1 彩篋漆画、榜題「吳王」、朝鮮古蹟研究会一九三四、図版四五
- 2 沂南画像石、曾等一九五六、図版五六
- 3 沂南画像石、榜題「齊桓公」、曾等一九五六、図版五三
- 4 顧凱之、女史箴図卷、元帝、京大人文学研究所蔵写真
- 5 營城子塼墓壁画、東亜考古学会一九三四、図版三八
- 6 三礼図、三、五
- 8 図1 空罇墓壁画、角川版世界美術全集一三、カラー図版一六
- 2 空罇墓壁画 Fischer, 1931, T. 68.

- 3 望都尊墓壁画、榜題「主簿」、北京歴史博物館等一九五五、図版一七
- 4 孝堂山画像石、Chavannes 1909, p. 26.
- 5 // // 京大人文学研究所蔵拓本(関野一九一六、九図(一))
- 6 長沙青磁俑、文物一九六〇、三、表紙
- 7 空埴型捺画像 White 1939, p. 67.
- 8 彩篋漆画、榜題「湯父」、朝鮮古蹟研究会一九三四、図版四八
- 9 彩篋漆画、榜題「令父」、朝鮮古蹟研究会一九三四、図版四八
- 10 營城子尊墓壁画、東亜考古学会一九三四、図版三七
- 11 陶俑、平凡社版世界美術全集七用写真
- 12 武氏後石室画像石、傳一九五一、図一三五
- 13 沂南画像石、曾等一九五六、図版五〇
- 14 空埴型捺画像、王一九三五、下、人物一一
- 9 図1、2 青銅壺蓋画像、林一九六一、挿図四B
- 3 空埴墓壁画 Fischer 1931, T. 67.
- 4 望都尊墓壁画、榜題「門下小史」、北京歴史博物館等一九五五、図版一五
- 5 沂南画像石、曾等一九五六、図版九五
- 6 青銅俑、京大人文学研究所考古資料四一一九(梅原一九三七、図版三九)
- 7 青銅俑、京大人文学研究所考古資料七二三三(角川版
- 10 世界美術全集、一三、図版一一〇)
- 10 図1 青銅鼎画像、梅原一九三六、図版四一
- 2 青銅鑑(?)画像、林一九六一、挿図一一
- 3 空埴墓壁画 Fischer 1931, T. 67.
- 4 武氏後石室第五石画像、京大人文学研究所蔵拓本(関野一九一六、七七図)
- 5 青銅匱画像、山西文管会一九五七、図二
- 6 沂南画像石、曾等一九五六、図版二九
- 11 図1 玉俑、京大人文学研究所考古資料一九八九
- 2 空埴型捺画像、京大人文学研究所石刻資料一三六
- 3 空埴墓壁画 Fischer 1931, T. 73.
- 4 1 図2に同じ
- 5 望都尊墓壁画、榜題「門下游激」、北京歴史博物館等一九五五、図版一一
- 6 臨沂画像石、傳一九五一、二一九図
- 7 沂南画像石、榜題「齊侍郎」曾等一九五六、図版五三
- 8 沂南画像石、曾等一九五七、図版五七
- 9 彩篋漆画、榜題「侍者」、朝鮮古蹟研究会一九三四、図版四八
- 10 武氏前石室第四石、京大人文学研究所蔵拓本(関野一九一六、六一図)
- 11 空埴型捺画像 White 1939, p. 72.
- 12 画像鏡、榜題「侍郎」、梅原一九三九、図版六〇
- 12 図1 青銅俑、京大人文学研究所考古資料七二三四F

2 陶俑、京大人文科学研究所考古資料七五四九

13 図 武鼎画像石、傳一九五一、二二六図

14 図1 信陽瑟漆画、林一九六一、挿圖一四

2 空埴型捺画像 White 1939, pl. 62.

3 空埴墓壁画、京大人文科学研究所考古資料四四七四

4 沂南画像石、曾等一九五六、図版五六

5 沂南画像石、曾等一九五六、図版五七

6 沂南画像石、榜題「孟犇」、曾等一九五六、図版五五

7 沂南画像石、曾等一九五六、図版五七

8 沂南画像石、榜題「令相如」、曾等一九五六、図版五五

9 宮城子塚墓壁画、東亜考古学会一九三四、図版四〇

15 図1 空埴型捺画像 White 1939, pl. 63.

2 空埴墓壁画 Fischer 1931, T. 69.

3 宮城子塚墓壁画、東亜考古学会一九三四、図版四〇

4 空埴型捺画像 Fischer 1931, T. 25.

5 空埴型捺画像 White 1939, pl. 66.

6 空埴型捺画像 White 1939, pl. 82.

16 図1 青銅俑、京大人文科学研究所考古資料七三三二B (角川

版世界美術全集一三、カラー図版八右)

2 青銅俑、京大人文科学研究所考古資料七三三二C (角川

版世界美術全集一三、カラー図版八左)

3、4 王冢墓埴瑠小匣漆画、原田、田沢一九三〇、図版一

〇五

5 陶俑、京大人文科学研究所考古資料一一二〇四 (京都大学

文学部博物館考古学資料目録、第三部、二一〇)

17 図1 「函谷関」画像石、榜題「刑渠」Chavannes 1914, pl. 3.

2 沂南画像石、曾等一九五六、図版六〇

3 沂南画像石、曾等一九五六、図版八一

4 武梁画像石第一石、榜題「神農」、京大人文科学研究所

蔵拓本(関野一九一六、五三図)

18 図1 平度東岳石村出土陶俑。中国科学院山東兗掘隊一九六二、

図一〇、1

2 武梁画像石第一石、榜題「夏禹」、京大人文科学研究所

蔵拓本(関野一九一六、五三図)

3 四川宝成鐵路沿線出土陶俑、全国基建図録、図版二一六

4 孝堂山下画像石第三石、関野一九一六、一四三図

5 陶俑、京大人文科学研究所考古資料二二一五

挿圖引用資料の年代

玉俑、大理石像

玉俑を股としたのは確証があるわけではない。西周まで降るか

もしれないが、便宜上通説に従った。大理石像は殷墟出土と伝

へられ、体につけられた紋様からみて股として差支へないと思

はれる。

戦国青銅器画像紋

林一九六一に記したごとく、これらの像は前五世紀中頃―四世

紀前半頃、戦国時代前期に属すると考へられる。

戦国青銅俑

こゝに引用したものはみな盗掘によつて出土したもので洛陽金村から出たと伝えられるものであるが、同様な遺物は洛陽中州路西工段の東周第四期（戦国初期）の墓から発掘されてをり（中国科学院考古研究所一九五七、図版七〇）その年代が確かめられる。

空罇型捺画像

こゝに引用したやうな、型によつて大ぶりの画像を陰紋で表はした罇の年代について、ホワイトは（White 1939, pp. 14-21）紋様、銘文の字体から戦国末頃のものと考えた。これは少し古くしすぎた感がある。ホワイトの本にはこの式の画像を表はした罇の裏側に、菱形の中に蕨手紋を納めた紋様単位を多数並べて捺した例が出てゐる（p. 111）。この式の紋様の罇は洛陽姚溝Ⅰ型墓に多数使はれてをり（洛陽区考古発掘隊、一九五九、八四—九一）その年代は前漢中期およびそれより少し降る時代とされてゐる。前引ホワイトの例は前漢中頃まで型捺画像罇が行はれたことを示すものであらう。洛陽姚溝からは型捺画像罇は出てゐないし、型捺画像罇の丁字組合雷紋など戦国時代に類例が求められ、姚溝の空罇より時代の遡ることを示してゐる。さうするとこゝに引用した型捺画像空罇の年代は前漢中期を下限とし、それより古い時代、大凡前漢前半ごろにあてゐるのが妥当であらう。

空罇墓壁画

型捺し紋様の空罇が洛陽では前漢中期およびそれよりやゝ降る時代に使はれたことは前記のごとくである。たゞしこのやうな

壁画のある例は正式の発掘によつて出てゐないので年代を確かめることができない。ここに引いたボストン美術館蔵の例には、破風形の罇に熊と虎の闘獣の図があり、フィッシャー（Fischer 1931, pp. 86-7）はこれを、武帝が上林苑で始めた闘獣の光景を画いたものとしてゐる。妥当と考へられる。さうすると大まかにいつて、このやうな壁画罇は前漢後半に属するとして差支へなからう。

漢青銅罇

漢であることは問題ないが、顔の表現などをみると、戦国の青銅罇に相似たところも認められるから、大体前漢時代のものとして推定される。同類で四川資陽出土の例が全国基本建設工程中出土物展覧図録、図版二一五にのせられてゐるが、出土状況の記録は見出すことができない。

楽浪王冢出土瑠璃小匣

この墓からは後漢、建武—永平の銘のある漆器が出てゐるから（原田・田沢一九三〇）、この器も後漢前半のものであることが知られる。

楽浪彩篋塚出土彩篋

報告書にはこの墓の年代を後漢末頃としてゐる。その根拠は、この墓のやゝ特殊な木槨の構造がこの時代に対応すると思はれ、漆器の紋様が後漢初と考へられる石叢里二六〇号墓、二〇一号墓のものと異つてをり、鏡の形式が後漢中期を遡らない、といふことである（朝鮮古蹟研究会一九三四、一〇七—一〇頁）。

漆器からみてこの墓が後漢初よりも時代が降ることは疑ひない。

しかし木槨の形式の対応する年代については再検討を要すると思はれる。こゝから出た五銖錢について報告書には具体的な年代を与へてゐない（前引、五七頁）。これは後漢初から後二世記中頃までに多く使はれた形式の五銖錢である（洛陽考古發掘隊一九五九、二一六―二一、二二三―一六頁。この報告書の第三型式に該当する）。しかもそれより新しい形式の五銖が混つてゐないことは、この墓の年代が大体後二世記中頃よりも降らないことを示す。すなはち漆器と五銖錢によつて考へるとこの墓は後漢中頃のものと、といふことになる。また、同時に出土してゐる鏡の形式は後漢後半とはいへるが、末期まででは降らない。これらを綜合してみると、この墓は後漢中期頃といふことにならう。

孝堂山石室

石室の壁に永建四年（一二九年）の題記があるのでそれより古く作られたことが知られる（関野一九一六、一六頁）。さうはいつても、画像石といふ様式からみて、さう時代の遡るものにはあるまい。

沂南画像石墓

この墓の年代について安志敏（安一九五五）は構造、裝飾の主題などから魏晉時代にあてた。曾昭燏等（曾等一九五六、五二―六七）はこれらの点を詳細に検討し、この地方の政治經濟情勢をも考慮した上で後漢末のものとみた。李文信（李一九五七）はこゝに画かれた器物、服制等が晉にまで降ることを八項目について論じた。しかし曾昭燏が反駁してゐることく（曾一九五

八）李文信の議論はあらかた抛り難い。この墓は大体後漢最末期ごろとみてよいであらう。

武氏祠

碑、刻銘によつて後漢後半期、桓、靈の頃に作られたことが知られてゐる（関野一九一六、二六―三〇頁）。

その他の画像石

紀年のある若干の例との類比によつて、大体画像石墓といふ形式が後漢後半のものであることには誰も異存はなからう。中にはそれよりも多少時代のづれるものもあることは、当然ありうることであるが。

營城子磚墓壁画

報告書にはこの墓と同性質の墓から出た遺物、この墓の磚、明器などから判断して、年代を後漢としてゐる（東亜考古学会一九三四、三五―六頁）。拋物線状の天井をもつた磚墓は、洛陽燒溝の例でみると四、五型に当り、後漢後期に多い（洛陽区考古發掘隊一九五九、二三―一九頁）。漢文化の均一性を考慮すれば、この營城子の墓も後漢後半のものとみて差支へなからう。

望都磚墓壁画

林樹中（林樹中一九五八、六六―八頁）は墓の銘賛に「嗟彼浮陽」とある浮陽は浮陽侯で、陽嘉元年（一三二年）に死んだ浮陽侯孫程であるとした。陳直（陳一九六二、一六一頁）も銘文の字体などの傍認をあげてこの説に同調してゐる。妥当であらう。

陶俑

漢代の陶俑の形式による時代区分は、後漢前半、同後半程度の区別ができるほど研究が進んでゐない。大体王莽前後より後に盛に作られてゐるらしいので、便宜上後漢とした。

長沙青磁俑

長沙、二一号墓出土のもので、この墓には永寧二年(三〇二年)の年号尊が使はれてゐるので年代がはつきり知られる(湖南省博物館一九五九、七七頁)。

引用文献目録

日本(著者名五〇音順)

- 梅原末治 一九三六『戦国式銅器の研究』京都
 “ 一九三七『洛陽金村古墓聚英』京都
 “ 一九三九『紹興古鏡聚英』京都
 “ 一九四一『河南安陽遺物の研究』京都
 江上波夫 一九三三『漢代の狩猟・動物の図様につきて』、市村博士古稀記念東洋史論叢」二二—二四九頁、東京
 『京都大学文学部博物館考古学資料目録』第三部、中国、一九六三、京都
 小林太市郎 一九四七『漢唐古俗と明器土偶』京都
 『世界美術全集』一二、一三、角川書店版、一九六二、東京
 関野 貞 一九一六『支那山東省に於ける漢代墳墓の表飾』
 田中尚房 一九九三『歴代服飾考』故実叢書
 朝鮮古蹟研究会 一九三四『楽浪彩篋塚』京城
 東亜考古学会 一九三四『宮城子』東京

林 巴奈夫 一九六一『戦国時代の画像紋』(『考古学雑誌』四七、三、二七—四九)

原田淑人、田沢金吾 一九三〇『楽浪』京都

原田淑人 一九三七『漢六朝の服飾』東京

宮本啓太郎 一九五九『被物の種類と変遷』『講座日本風俗史』

十一、四一—一九六頁、

中国(著者名五〇音順)

安 志 敏 一九五五『論沂南画像石墓的年代問題』『考古通訊』

一九五五、二、一六一—二〇

王 国 維 一九二一—二『胡服考』『飲堂集林』

王 振 鐸 一九三五『漢代擴尊集錄』

瞿 中 溶 『漢武梁祠堂石刻画像攷』

湖南省博物館 一九五九『長沙兩晋南朝隋墓發掘報告』『考古学

報』一九五九、三、七五—一〇三

山西省文物管理委员会 一九五七『山西長治分水嶺古墓的清理』

『考古学報』一九五七、一、一〇三—一八頁

尚 秉 和 一九三八『歴代社会風俗事物考』

『全国基本建設工程中出土文物展覽圖録』一九五五、北京

曾昭燏、蔣宝庚、黎忠義 一九五六『沂南古画像石墓發掘報告』

北京

曾 昭 燏 一九五八『關於沂南画像石古墓年代的討論——答李

文信先生——』『考古通訊』一九五八、五、四六—五〇

孫 詒 讓 一九〇五『周礼正義』

中国科学院考古研究所 一九五七『洛陽中州路』北京

中国科学院考古研究所山東兗掘隊一九六二、「山東平度東岳石村新石器時代遺址与戰國墓」『考古』一九六二、一〇、五〇九—一八

張末元 一九五九『漢代服飾參考資料』北京
陳直 一九六二『望都漢墓壁面題字通釈』『考古』一九六二、三、一六一—四

南京博物院、南京文物保管委員會 一九六〇「南京西善橋南朝墓及磚刻壁画」『文物』一九六〇、八·九、三七—四二

傅惜華 一九五〇『漢代画像全集』初編、北京
" 一九五一『漢代画像全集』二編、北京

北京歷史博物館、河北省文物管理委員會 一九五五『望都漢墓壁面』北京

楊宗榮 一九五七『戰國絵画資料』北京
洛陽区考古發掘隊 一九五九『洛陽燒溝漢墓』北京

李文信 一九五七「沂南画像石古墓年代的管見」『考古通訊』一九五七、六、六七—七六

林樹中 一九五八「望都漢墓壁画的年代」『考古通訊』一九五八、四、六六一—七一

歐米

Chavannes, E., 1909, Mission Archéologique dans la Chine Septentrionale, Paris

" " 1914, Six Monuments de la Sculpture Chinoise, Ars Asiatica, II, Bruxelles et Paris

Fischer, O., 1931, Die chinesische Malerei der Han-Dynastie, Berlin

White, W. C., 1939, Tomb Tile Pictures of Ancient China, Toronto

(京都大学助手)

of the small clans “in the second group” realizing the clan’s opinion through them and growing to the anti-Shogunate faction.

On the Reigning Period of King Dar-ma of Ancient Tibet

by

Hisashi Satô

There have been many opinions about the reigning period of king Dar-ma, such as Petech, Tucci, Aoki, Nakane, Richardson, and so on; each of which is wrong or unsatisfactory, because of many kinds of description in the Chinese and Tibetan literatures which were used for its researching. The essential reason, as the writer thinks, is as follows; the mistaken description in the *Pu-kuo-shih* 補國史 was adopted in the *Hsin-t'ang-shu* 新唐書 and *Tzu-ch'ih-t'ung-chien* 資治通鑑 and introduced into the Tibetan resource as it was. It is right to consider that the reigning period of king Dar-ma should be 841-846, and the time of that famous abolition of Buddhism should be in 843. Though the king was said to be a tyrant, as his intellect was low, he might be made use of by the anti-Buddhism faction, drawn into the struggle for power between anti- and pro-Buddhism in the court.

Men’s Head-gears in the *Han* 漢 Dynasty

by

Minao Hayashi

There are many pictorial and sculptural materials as an important researching source on the community, economics and daily life in the *Han* 漢 era. When we try to use them as a material of our historical study and consider the expressed content, it is essential for us to judge the position and occupation of the expressed persons in them; especially headgears are to be its chief standard. The writer, according to the description of “Treatise

on Carrages and Dress 輿服志” in “*Hou-Han-Shu* 後漢書,” trace the fittest ones in the pictorial and sculptural materials, and arrange them into a kind of corpus.

Fig. 1……*Tsè* 幘, Fig. 2……*Mien* 冕, Fig. 3……*Ch'ang-kuan* 長冠, and *Ch'ueh-fei-kuan* 卻非冠, Fig. 4……*Wei-mao-kuan* 委貌冠, Fig. 5……*P'i-pien* 皮弁, Fig. 6……*Chueh-pien* 爵弁 and *Wei-pien* 韋弁, Fig. 7……*T'ung-t'ien-kuan* 通天冠, Fig. 8……*Chin-hsien-kuan* 進賢冠, and *Ch'ueh-ti-kuan* 卻敵冠, Fig. 9……*Tsu-pu-kuan* 緇布冠, Fig. 10……*Fa-kuan* 法冠, Fig. 11……*Wu-kuan* 武冠, Fig. 12……*Chien-hua-kuan* 建華冠, Fig. 13……*Fau-k'uai-kuan* 樊噲冠, Fig. 17……*Chin* 巾, Fig. 18……*Li* 笠, Fig. 14-16……are not identified with the names of *Han* 漢; Fig. 1, 2, 7, 11 have already been identified by Mr. Yoshi to Harada and others by the writer for the first time.

On the notes of “*Shikimoku*”

by

Yoshisuke Ikeuchi

The present paper deals with the writer's informations on the systematic arrangement and bibliography due to some references, which were researched during editing the history of law in the middle age of Japan, vol. 1 (law of the “*Kamakura*” Shogunate), no. 2 (compilation of supplementary law). Why did the annotation of “*Shikimoku*” become popular from the last period of “*Muromachi*” when “*Shikimoku*” lost its effect as an active law?

Why did the way of annotation not always belong to so-called “the history of law” but an exegetics like Chinese classics? How many lineages were there among “*Shikimoku*” annotators? Why did only “*Seike*” lineage develop after other lineages, “*Iio*” and “*Saitô*”, had declined? This seems to depended upon the method of family study of “*Seike*”.

The writer is very sorry to find that the present paper has many logical errors, so he hopes some advancement in the present paper through guidances of readers.